

第 20 章 相殺

この分野単体での出題頻度は低いですが、他分野と論点が絡むこともありますので、必要最低限の知識は覚えておきましょう。

1 節 相殺とは

相殺 (そうさい)

債権者と債務者が、お互いに同種の債権を持っている場合、その債権と債務を対当額だけ消滅させる意思表示のこと。条件や期限をつけることはできない。

事例で、語句の意味を確認しましょう。

事例 1

A が B に 10 万円貸している。一方、B は A に 10 万円貸している。
A は自身の債権と、B の債権を相殺したいと B に伝えた。

A の債権は、B に対して「10 万円返してください」と請求できる権利、
B の債権は、A に対して「10 万円返してください」と請求できる権利です。



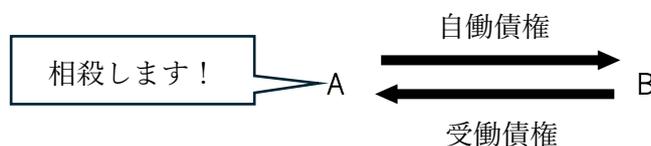
このとき、「A が B に 10 万を払う」、「B が A に 10 万を払う」とすれば、
お互い、義務を果たしたことになるのですが、
相手のところに行って現金を渡したり、ATM に行って振り込みをするなどの**手間がかかります**

そこで、事例のように A が「自分の債権と B の債権を相殺したい」と意思表示すれば、
手間をかけずに、お互い貸している分の借金がチャラになります。
お互いが簡単に自分の債権を決済することができるということです。

相殺の意思表示をした側 A の債権を「自働債権」、
相殺を受ける側 B の持っている債権を「受働債権」といいます。

自働債権 (じどうさいけん) : 相殺の**意思表示をする方**が持っている債権

受働債権 (じゅうどうさいけん) : 相殺を**受ける方**が持っている債権



2節 相殺ができる要件

「相殺ができる状態」のことを**相殺適状**(そうさいてきじょう)といいます。
次の要件を満たすと相殺適状になります。それぞれ解説します。

【相殺適状となるための要件】

- ① 双方の債権が**同種**であること
- ② 双方の債権が**弁済期**にあること
- ③ 債権が互いに**有効に存在し、対立**していること。

① 双方の債権が**同種**であること

金銭債権と金銭債権 は相殺できますが、
金銭債権と〇〇引渡請求権 は相殺できません。

② 双方の債権が**弁済期**にあること

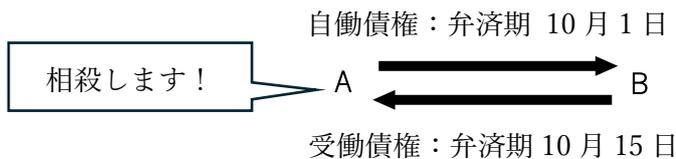
債務者は弁済期まで、「期限の利益」を有します。

期限の利益

決められた期日が来るまで、代金の支払いなど、債務の履行をしなくてもよいという債務者の利益。

ただし、**自働債権の弁済期が到来**していれば、受働債権については期限の利益を放棄して、相殺の意思表示をすることができます。

「受働債権については期限の利益を放棄する」とは、次のようなことです。



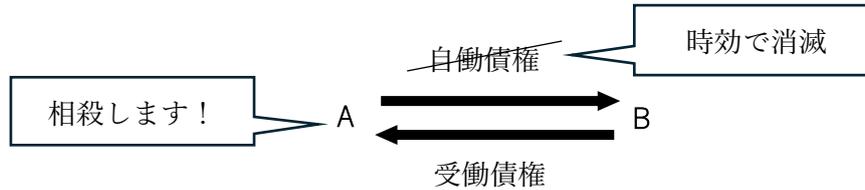
相殺の意思表示をしようとしているAは、
Bに対して「10月15日まで代金を払わなくてもよい」という期限の利益があります。
10月15日まで、代金を払わなくてもよいのに、それでもAが相殺をしたい場合は、
期限の利益を放棄して、弁済期の到来している自身の自働債権と相殺可能だということです。

当然、この主張は、相殺しようとしているAの自働債権が弁済期に達していなければなりません。
Aの自働債権が弁済期(10月1日)に達していない=Bはその日まで代金を支払わなくてよい
ので、Bの期限の利益を無視してAが相殺することはまかりならんのです。

③ 債権が互いに有効に存在し、対立していること。

アタリマエですが、どちらか一方の債権が存在しない場合は、相殺することができません。

例外：自働債権が時効によって消滅している場合。



この場合、時効により **自働債権が消滅する前に相殺適状であれば**、A は相殺することが可能です。「相殺適状になる」 = 「相殺ができる」という A の **期待を保護** するためです。

3節 相殺ができない場合

次の場合、相殺の意思表示をすることができません。

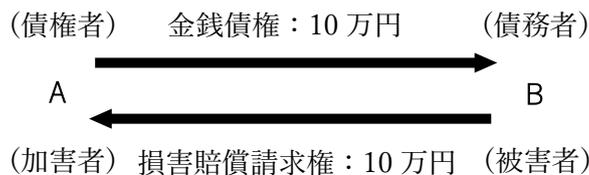
① 当事者間で **相殺を禁止・制限する特約** がある場合

なお、この特約があることについて善意の第三者に対しては、相殺の禁止・制限を主張することはできません。

② 受働債権が **不法行為** によって生じた場合

事例 2

A は B に 10 万円貸している。この状態で、A は自動車事故によって B に怪我を負わせた。その結果、B は A に対して 10 万円の損害賠償請求権を有することになった。



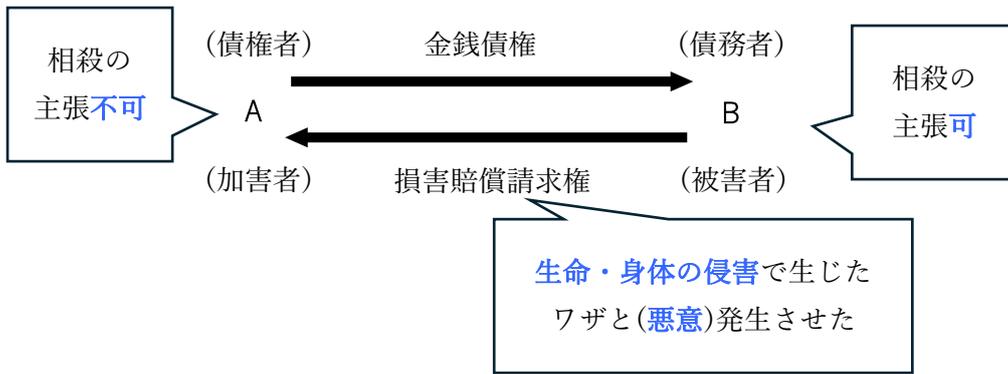
まず、B は A の不法行為によって怪我をし、損害賠償請求権を有することになりましたが、この損害賠償請求権が「**人の生命または身体の侵害**」によって生じた場合、A は **損害賠償請求権を受働債権として、相殺することはできません**。

これは、不法行為の被害者 B に対して **現実の救済**(例：治療費)をする必要があるためです。

一方、被害者 B が **損害賠償請求権を自働債権として、相殺することは可能**です。被害者が、現実の救済を放棄してもそれは、被害者の意思を尊重しようということです。

また、損害賠償請求権が **悪意の不法行為** によって発生した場合、つまり、A がわざと B の家のガラスを割り、B が損害賠償請求権(ガラスの交換代)を有した場合も A は相殺できません。

A が自身の債権を相殺したいがため、不法行為を誘発するのを防止するためです。

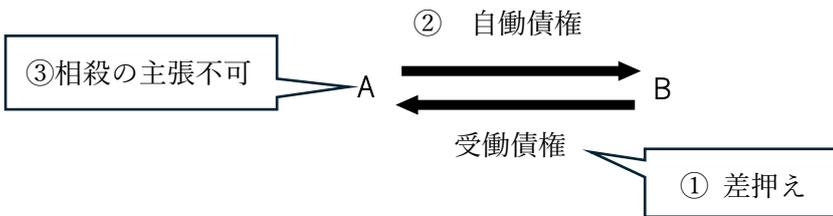


③ 自働債権が受働債権の差押え後に取得されたものである場合

差押え (さしおさえ)

主に裁判所が、特定の物または権利について法律上の処分を禁止し、確保すること

受働債権が差し押さえられているとは、その債権を好き勝手に処分してはいけない、ということですから、差押え後に発生した自働債権で相殺することはダメだということです。



一方、受働債権の差押え前に、双方の債権が相殺適状になれば、その後、差押えされても A は相殺することができます。一度、相殺適状になった際の A の「相殺できるという期待」を守るためです。

【学習のポイント】必ず図を描いて状況を整理しよう。

相殺の問題は、自働債権・受働債権を明確にしないと問題文の読解ができません。

図を書いて、誰が相殺を主張しようとしているのかを正確に読み取りましょう。